産業建設常任委員会

日　時　　令和元年１２月１８日（水）午前１０時００分～
場　所　　第３委員会室

１　開議

２　事務局日程説明

３　所管分付託議案審査（説明～質疑）

【上下水道部】
（１）第４号議案　令和元年度亀岡市水道事業会計補正予算（第２号）
（２）第５号議案　令和元年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第２号）

【産業観光部】
（１）第１号議案　令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第３号）所管分

【まちづくり推進部】
（１）第１号議案　令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第３号）所管分
（２）第 14 号議案　亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の一部を改正する条例の制定について
（３）第 15 号議案　亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

４　討論～採決

５　その他
（１）議会だよりの掲載内容について
（２）わがまちトーク（自治会版）の出席者について
（３）わがまちトーク（自治会版）の意見対応について

令和元年１２月議会
産業建設常任委員会

～ 資 料 ～

【まちづくり推進部】

目　次

○亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の一部改正に伴う資料　・・・　Ｐ１

○亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の
一部改正に伴う資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３

JR亀岡駅北口送迎用スペース

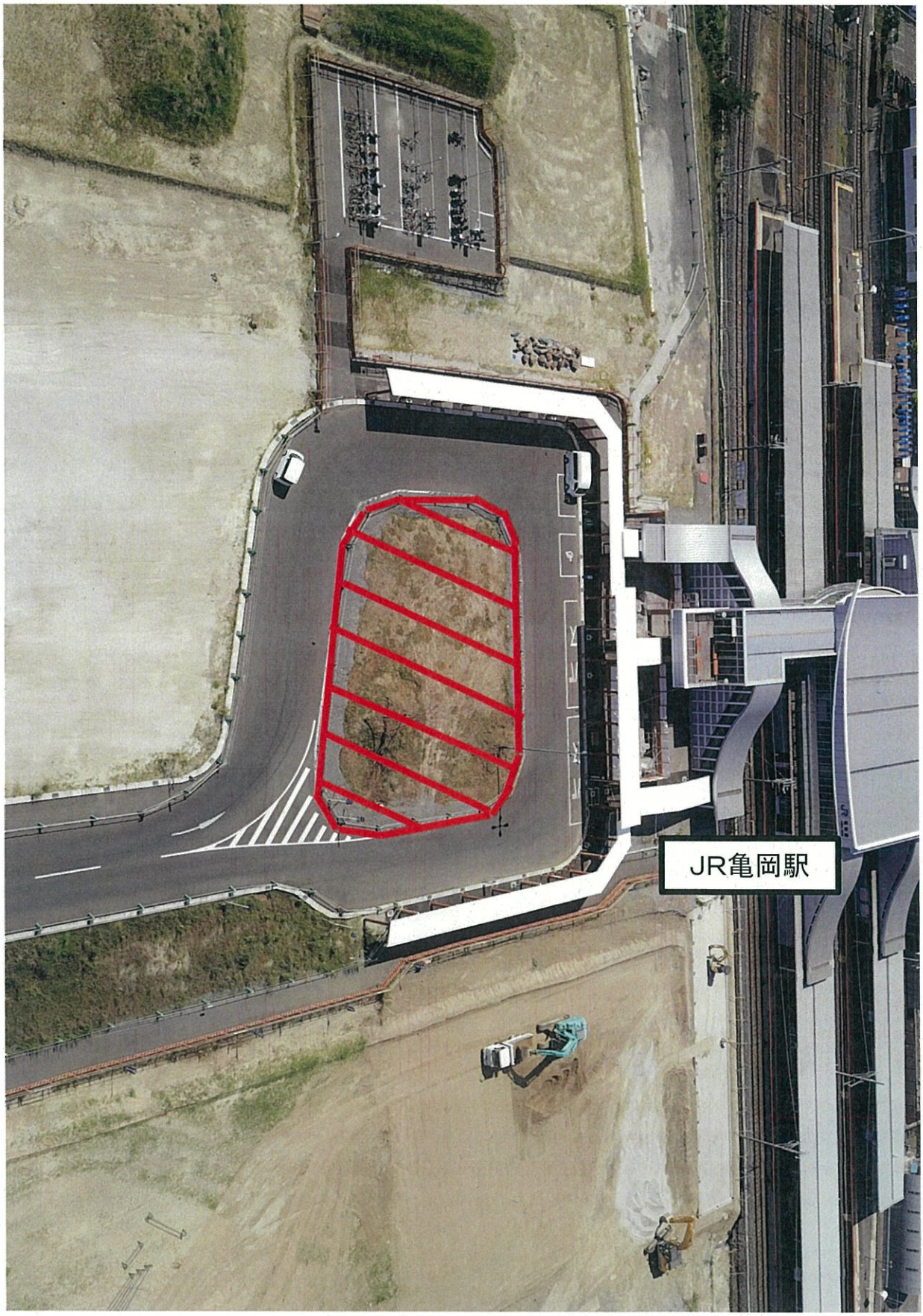

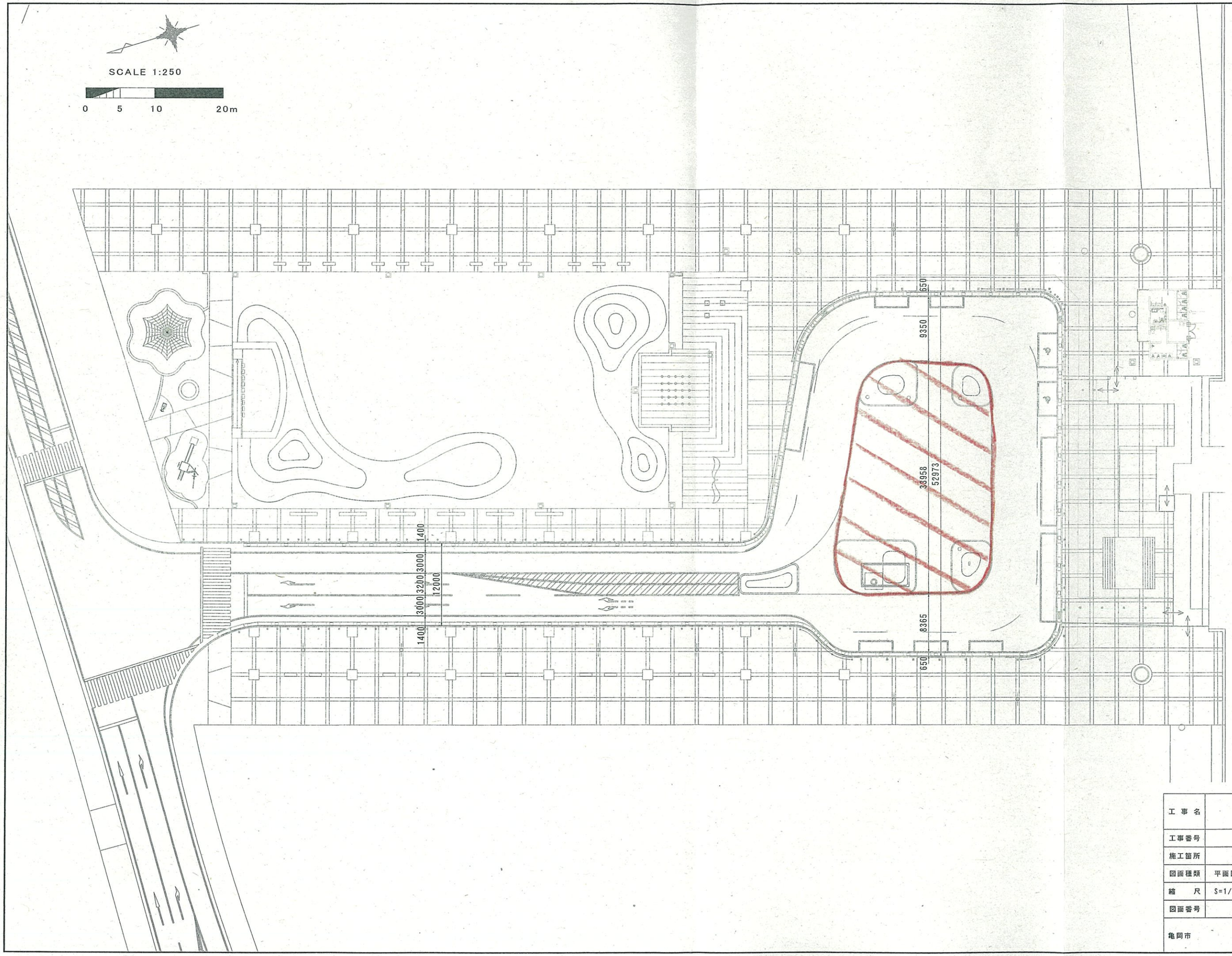

工事名	
工事番号	
施工箇所	
図面種類	平面図
縮尺	S=1/250
図面番号	葉之内
亀岡市	課長 / 係長 / 担当

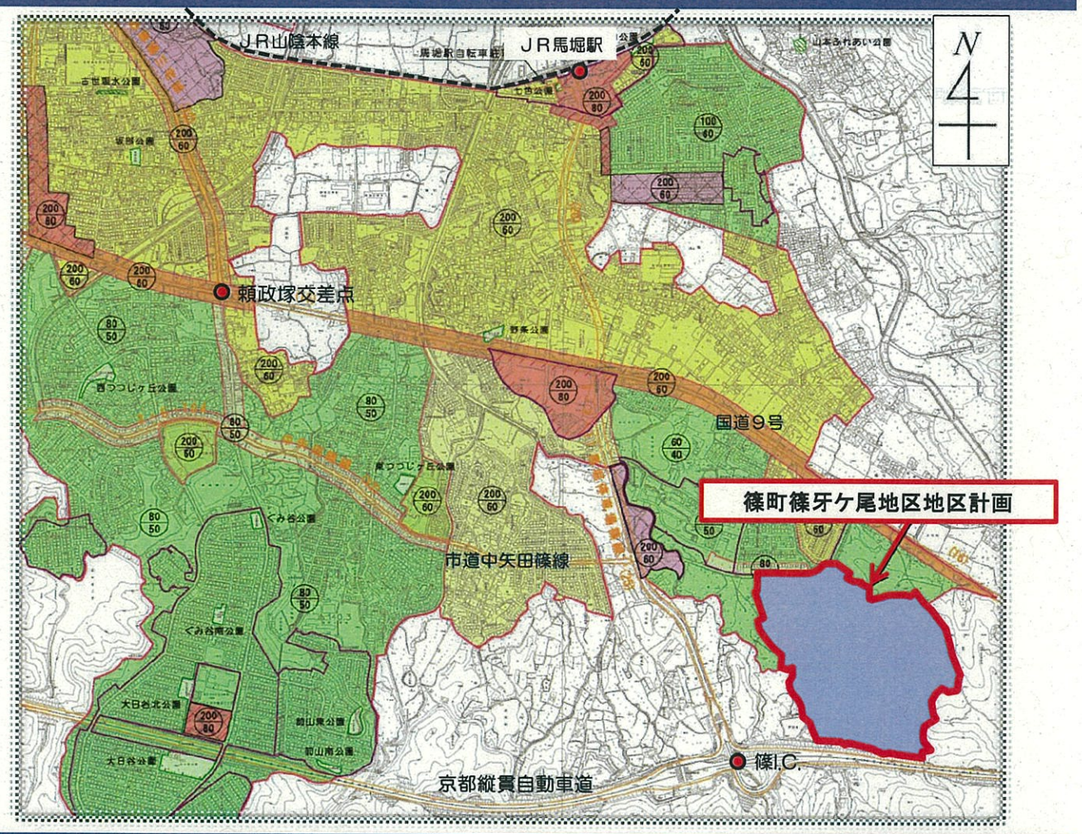

地区の名称	篠町篠牙ケ尾地区地区計画		
地区の細区分	①工業施設ゾーン	②生活利便施設・関連施設ゾーン	合計面積
区域の面積	約25.3ha	約2.4ha	約27.7ha

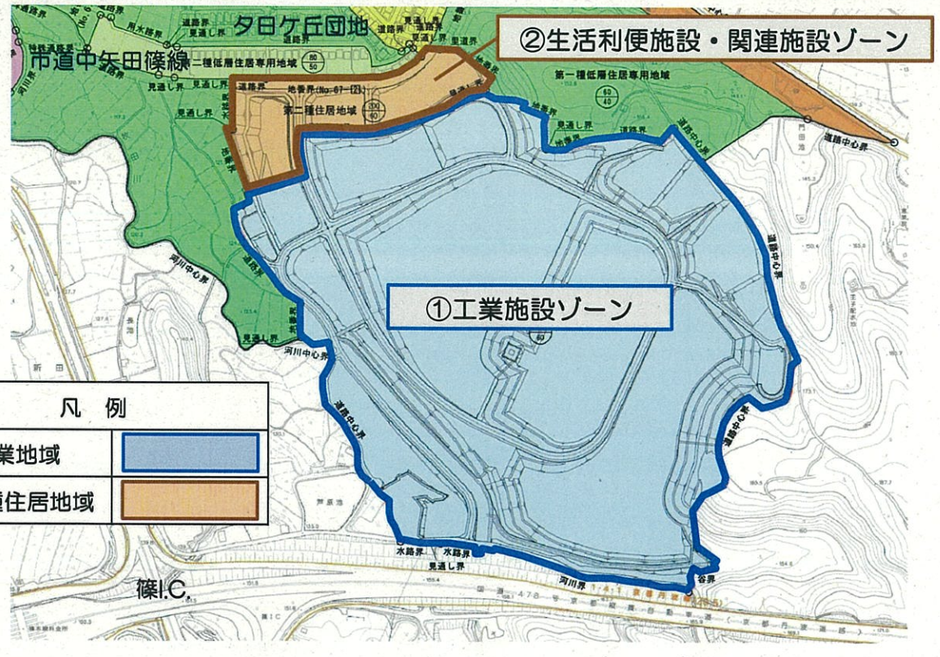

凡　例	
工業地域	
第二種住居地域	

①工業施設ゾーン：

合理的で良好な生産環境を有した、工業・流通業等の産業集積地として、操業環境の維持と保全を図る。

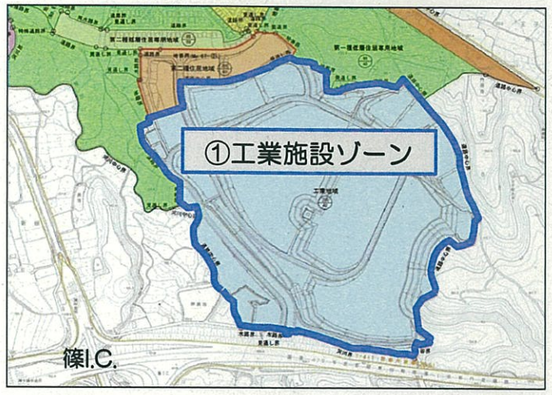

≪建てられないものの例≫

- 住宅
- マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等
- カラオケボックス
- ボーリング場、スケート場、水泳場等
- 葬儀場　等

主な建築物等に関する事項

建築物の敷地面積	最低限度　1,500㎡
敷地境界線までの距離	最低限度　1m　（道路境界線）
かき又はさくの構造	透視可能なフェンス等、周辺環境と調和したもの

②生活利便施設・関連施設ゾーン：

隣接地区における居住環境との調和等に配慮しつつ、生活利便施設・関連施設等の施設地として、利便の増進を図る。

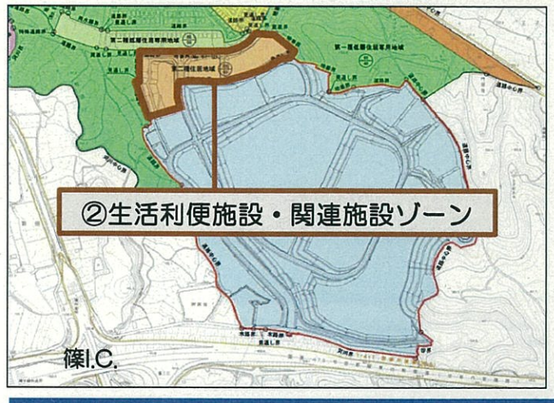

≪建てられないものの例≫

- マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等
- ホテル又は旅館
- カラオケボックス
- ボーリング場、スケート場、水泳場等
- 葬儀場　等

主な建築物等に関する事項

建築物の敷地面積	最低限度　150㎡
敷地境界線までの距離	最低限度　1m　（道路境界線） ※市道中矢田篠線に面する部分は 3m
かき又はさくの構造	透視可能なフェンス等、周辺環境と調和したもの

亀岡駅北地区地区計画の変更の背景

▷都市緑地法の一部改正に伴い、都市計画法及び建築基準法が改正されたことによる、地区計画の「条項ずれ」の整理を行うもの。

【都市計画法の改正】

・新たな用途地域として**「田園住居地域」**の創設

・**田園住居地域** … 農業の利便増進と調和した低層住宅に係る良好な住居環境を保護するために定める地域（都計法第９条第８項）

⇒ 用途地域の種類は１２種類から**「１３種類」**に

亀岡駅北地区地区計画の変更について

▷建築基準法別表第二（用途地域等内の建築物の制限）

種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	-
旧	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	(と)	-	(ち)	(り)	(ぬ)	(る)	(お)	(わ)
新	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	(と)	(ち)	(り)	(ぬ)	(る)	(を)	(わ)	(か)
用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域※

新たな用途地域として「田園住居地域」が追加されたため、「近隣商業地域」以降が条項ずれ。

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時（R1. 11. 20 PM 7 : 30 ）
会場（　西別院生涯学習センター　）

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	昨年の災害で、土砂による崩壊が2件あり、そのうち1件は所有者が自費で一部分だけ土砂の撤去を行った。現在、本格的な復旧が完了しておらず、住民には不安が残っている状況である。 京都府及び南丹土木事務所に聞いたところ、急傾斜地崩壊対策事業があるが、地元負担は2割程度になるとのことであった。 京都府の単独事業として、土砂災害対策事業、砂防事業などがあるが、業者が入ったところには適用されないというものである。 地元負担が1割である里山再生整備事業を適用できないか。 問題点は、所有者である会社が解散し、存在しないことである。 そのような状況を鑑みて、受益者負担分を亀岡市で負担してもらえないか、検討をお願いしたい。	亀岡市の管理する土地以外の場所については民間同士での話し合いになるのだが、今回の案件については、所有者である相手方の会社が解散している状況なので、難しいと思う。 里山再生整備事業の適用については、この場で結論が出せるものではないが、適用できるかどうかなど、これから調査、研究したいと考えている。	産業建設			○
2	他の地域には土砂崩れが2ヵ所あり、そのうち1ヵ所は、住宅地用に造成したところに土砂が流れ、道路に溢れている状態である。 被害箇所の土地を亀岡市が取得して、整備を進めてはどうか。 また、その他にも、崩れている箇所が何箇所もあり、放置されている状況を何とかできないか。	砂防ダムを設置してから、山林をしっかりと管理できるかどうかが課題である。 現場を確認して、行政が仲介するにしても、地権者と地元でコミュニケーションをとっていただくようお願いしたい。	産業建設		○	
3	林地開発されたところの水処理がされていないために、その水が流れ出て保安林が崩れた。 現在は岡山の業者に土地を売却し、ソーラーパネルが設置されている。 斜面の山の持ち主は対応しないと言っている。一度現地を確認してほしい。	西別院町の事例があってから、太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例が制定された。 問題の箇所は条例が制定される前に起こったものであり、ご迷惑をおかけしている。 議会としても、業者に対して地元の声を伝えるよう努力したい。	産業建設		○	○
4	昨年の災害で国道423号線が通行止めとなり、東別院町春日井や能勢町に通じる道路でも倒木があった。 主要な道路については、防災対策として、道路の脇10～20mは木を伐採して非常時に備えておくことになっている。 非常時は、道路管理者や河川管理者等が倒木等を処分するが、防災に向けて平時から対応するような条例の制定をお願いしたい。	倒木によって通行止めになると生活が圧迫されるので、そのような事例がないかを委員会として調べたい。 対象の地域が私有地である場合は、対処するのが難しい。 危険なのかどうかの線引きをどこにするのかなど、クリアしなければならない問題がある。 山の所有者と地元住民とのトラブルは、他の地域でも聞いている。 地元住民が協力して伐採の備品を購入し、地元で整備されている事例もある。	産業建設		○	
5	市の森林政策を所管する部署は農林振興課だが、森林組合に仕事を丸投げしている状況であると思われる。 農地関係は市の協議会（亀岡市農業振興協議会）があり、その下に各町の営農組合があるが、森林行政にはそのような仕組みがない。森林組合があるだけで、地元まで話が下りてこない。 生産者である地域の団体を抜きにして、森林行政を進めている。組織の検討をしてもらいたい。 林業・森林策についても各町に組織を置いて、要望などが吸い上げられるような体制にしてもらいたい。 財産区は共有林を管理するが、西別院町には共有林は5ヘクタールしかなく、他は個人の所有林である。そのような状況なので、財産区や林業振興協議会に言っても、なかなか発言力が持てない。 市の里山再生整備事業などもあるが、東別院町も同じような状況で、なかなか回ってこない。	亀岡市の林業分野で最大の組織は、林業振興協議会である。参加しているのは、財産区、生産森林組合、それに準ずる関係組織である。 林業振興協議会は年1回の総会と視察研修を行っているだけである。 行政の立場としては山の管理は森林組合にお願いしやすい。 亀岡の山全体を包括して管理する団体は、現時点では存在していない。 国は森林環境税を徴収して、この税金を活用するために目的に即した組織をつくるか、現在ある組織にその事業を任せることになっている。 亀岡市も検討を始めているのではないか。 ある程度のブロックに分けて、整備計画を作成するようなやり方や、林業振興協議会や森林組合と協議して新しい組織をつくっていくなど、色々なやり方があると思うが、今は何も進んでいない状態である。	産業建設		○	

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(R1. 11. 20 PM 7 : 30)
会場(西別院生涯学習センター)

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
6	笑路地区の森林について、笑路地区の昭和池周辺の山の9割程度は笑路住民の所有であるが、住民自身もほとんど山の整備をしていない状況である。今後、大きい災害が起こるのではないかと考えられる。 森林にはどのような危険があるかわからないので、どうにかしてその危険を回避できるような施策を考えてほしい。	整備を進めるには費用がかかる。さまざまな補助金のメニューがあるが、多すぎて市も京都府もすべてを把握しきれていないのではないか。職員が足りていない現状もあるが、体制を整えなければならないと考える。 財産区など、組織がしっかりしているところは話が通りやすいが、個人のところは難しいところもあると思うので、今後検討していかなければならないと考える。	産業建設		○	
7	融雪剤の散布について、雪が降れば溶かさないといけないが、降ってないのに融雪剤を撒いている現状がある。 バイクで来られた方が、転倒して救急車で運ばれたという事案もある。	それぞれの道路管理者が業者に委託しており、撒く時間帯や量もまちまちである。 車に傷がつくという話も聞く。国道や府道で融雪剤を撒く条件があると思うので、その条件なども調べてみる必要があると思う。	産業建設		○	
8	有害鳥獣対策について、シカ、イノシシが多数出没しており、米をはじめとする農作物の被害が報告されている。 自分たちで柵を設置しているが、人が少なく柵の維持管理が難しいのが現状である。	猟友会の人数が減っており、広域にネットを張る人も減ってきている中で、JAなど企業で人を集めるなど、色々なやり方も増えてきている。 今後も被害が小さくなるように前向きに検討しなければならないと考える。	産業建設		○	